

災害時における浴場施設利用の協力に関する協定書

東京建物リゾート株式会社（以下「甲」という。）と和光市（以下「乙」という。）は、災害時における浴場施設利用の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災した市民等（以下「被災者」という。）の健康及び清潔な生活環境の保持を図るため、乙の要請に基づき、甲の可能な範囲で甲の所有する浴場施設利用の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用施設及び安全確認）

第2条 乙が利用できる施設は、次のとおりとする。なお、施設を利用するに当たり、建物等の安全確認は甲が行うものとする。

- （1） 施設名称 おふろの王様 和光店
- （2） 所在地 和光市広沢1番5-55

（利用する施設の範囲）

第3条 利用する施設の範囲は、浴場施設並びに被災者の健康と清潔な生活環境の保持に必要な施設及びその関連施設とする。

（協力要請内容）

第4条 乙が甲に協力を要請する事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）被災者の浴場施設利用
- （2）帰宅困難者の一時避難場所としての受入れ
- （3）道路上の放置車両の一時退避場所としての駐車場利用
- （4）水害時の車中泊スペースとしての駐車場利用
- （5）前各号に掲げるもののほか、乙が必要と認める事項

（協力要請）

第5条 乙は、災害時において、被災者が入浴等の必要があるときは、甲に対し施設の利用について協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により要請するときは、浴場施設利用協力要請書（第1号様式）により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

(要請に対する措置)

第6条 甲は、乙から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに適切な措置を執るとともに、その措置状況を乙に連絡するものとする。

(実施報告)

第7条 甲は、第5条に基づく協力の実施が終了したときはその実施の内容等について、浴場施設利用協力実績報告書(第2号様式)により速やかに報告するものとする。

(連絡責任者)

第8条 要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は店舗統括マネージャーとし、乙の連絡責任者は危機管理室長とする。

(費用負担及び価格の決定)

第9条 第4条第1号に係る費用は、乙もしくは利用者が負担するものとする。

2 第4条第2号から第4号に係る費用は無償とする。

3 第1項の費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として第7条の報告に基づき甲が算出し、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対してこの協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、この協定の有効期間を同一の条件で自動的に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年12月14日

東京都中央区日本橋室町4丁目3番18号東京建物室町ビル9階

甲 東京建物リゾート株式会社

代表取締役社長執行役員 加藤 久利

埼玉県和光市広沢1番5号

乙 和光市

和光市長 柴崎 光子

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

東京建物リゾート株式会社
代表取締役社長 殿

和光市長

浴場施設利用協力要請書

浴場施設利用の協力について、次のとおり要請します。

項 目	内 容
利用希望期間及び時間等	
利用予定人数	
その他必要事項	

年 月 日

和光市長 殿

東京建物リゾート株式会社
代表取締役社長

浴場施設利用協力実績報告書

浴場施設利用の協力について、次のとおり報告します。

項 目	内 容
利用日数及び利用時間	
利用日及び男女別利用者数	
施設利用に係る従事者数	
施設利用に要した費用の内訳	
その他必要事項	

